

令和4年1月25日（火）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社佐藤建設工業（所在地 群馬県渋川市）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会  
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ  
中村 宏 （内線2511）

○総務部契約課長補佐

ナカヤマ ヒロコ  
中山 洋子 （内線2517）

○企画部技術調査課長

ゴカシ ヒロキ  
後閑 浩幸 （内線3251）

○企画部技術調査課建設専門官

カワジ ユキ  
川路 隆之 （内線3252）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社佐藤建設工業	群馬県渋川市小野子1579

### 2. 指名停止措置期間

令和4年1月25日から令和4年2月24日まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、利根川水系砂防事務所発注の「R1湯尻川下流砂防堰堤（1期）工事」において、令和3年8月25日10時00分ころ、コンクリート堰堤で型枠組立作業を行っていたところ、作業員1名が据え付けられていた残存型枠を電動コンクリートカッター（φ180ディスクグラインダ）で切断加工中、キックバックが発生し、その勢いで左前腕に刃があたり、負傷する工事関係者事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止等の措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内